

高瀬 奈津子

本書は、礪波氏が発表した『唐代政治社会史研究』（東洋史研究叢刊40、同朋舎出版、1986年）と『隋唐佛教文物史論考』（法藏館、2016年）に続く、第三の論文集である。また、礪波氏は『唐代政治社会史研究』の刊行後、その第Ⅱ部をもとに『唐の行政機構と官僚』（中公文庫、中央公論社、1998年）を、その第Ⅲ部をもとに『隋唐の仏教と国家』（中公文庫、中央公論社、1999年）を、その第Ⅰ部をもとに『唐宋の変革と官僚制』（中公文庫、中央公論新社、2011年）を、それぞれ刊行している。本書の「後記」によれば、本書は『唐代政治社会史研究』の第Ⅲ部「隋唐の社会と財政政策」を引き継いで発表してきた諸論文と、これまで発表してきた学界動向や書評類が収められている。まず、本書の目次を示すと、次の通りである。

第Ⅰ部 隋唐の都城と関所

第一章 中国の都城

第二章 中国都城の思想

コラム1 [中国の]市 [中国の]宮廷・都城

第三章 神都洛陽の四面関

第四章 唐代の畿内と京城四面関

コラム2 過所

コラム3 唐代の都城と関所

コラム4 京都と京・都

コラム5 「中国歴代王朝の都市管理に関する総合的研究」はしがき

第五章 唐代洛陽の都市管理

附 章 唐宋時代における蘇州

第Ⅱ部 隋唐の財政と倉庫

第一章 唐代食実封制再考

第二章 太倉と含嘉倉

第三章 隋唐時代の太倉と含嘉倉

第四章 唐代の辺境における金銀

第五章 唐代社会における金銀

附 章 均田制と府兵制

举吐鲁番文书中“石曹主”一名，认为“主”是经常附于粟特人名之后的构名因素（91页）。作为人名，“货主”倒是完全可以从汉语角度解释为“货物之主”或“卖家”，这也符合在华粟特人多为商人这一形象。不过，由于新材料的发现，而今我们还可以从粟特语的角度去解释该名。康纪姜墓志的粟特文部分出现的 *xw'c'k*，从读音、词意判断，很可能就是汉语中的“货主”。*xw'c'k* 与汉文铭文中的“商客”相对应，因此该词意思应为“商人”。“货主”有可能是一个粟特语人名双关式的音写，既保留了其粟特语中的本义，译为汉语也有一个解释得通的意思（Bi Bo, N. Sims-Williams and Yan Yan 上引文）。

如果康业三子的名字，从词源上皆可从粟特语人名的角度予以解释，那么很有可能墓志中没有提及的康业之妻也是粟特人，毕竟子女之名是反映父母民族、文化认同的一个重要指标。虽然身在中国，但用给孩子取粟特名传承本民族的文化记忆，这样的做法也与康业担任粟特胡人聚落首领“大天主”的身份相吻合。

三、史君家族的信仰问题。除墓志外，史君、安伽、康业墓还出土了制作精美的石床、石椁类葬具，其上图像内涵丰富，不仅有商贸、狩猎、宴饮等图像，更有反映入华粟特人信仰问题的珍贵材料。可能由于本书是以粟特人墓志为对象，研究时更多是从文献角度入手，未过多涉及图像材料，仅在个别章节有介绍，如提及史君的信仰问题时，认为石椁上有与摩尼教相关的图像，史君家族可能是摩尼教徒（32页）。史君墓图像是否有摩尼教因素，是学界争议较多的一个话题，最近有学者发表文章认定这些图像就是琐罗亚斯德教性质的，与摩尼教无涉，反倒是与佛教有关（Z. Gulácsi and J. BeDuhn, “The Religion of Wirkak and Wiyusi: The Zoroastrian Iconographic Program on a Sogdian Sarcophagus from Sixth-Century X'ian,” *Bulletin of the Asia Institute* 26, 2016, pp. 1 - 27），其说令人信服，可参看。史君石椁图像上反映出的与佛教之间的联系，不仅可以解释为何史君长子、次子名字毗沙、维摩的佛教背景，也有助于我们更进一步考察长安的胡人聚落构成及文化互动。现有研究表明，在长安的外来胡人，主体应为粟特人，但也有其他族群，如自罽宾东来的婆罗门种李诞。李诞为子取粟特名、其家族与粟特人通婚以及其墓葬与康业、安伽、史君这几位粟特人墓葬位置接近等，已经显示出在长安的不同外来族群之间的密切联系（参看福島惠《罽賓李氏一族攷—シルクロードのバクトリア商人》，《史学雑誌》第119編第2号，2010年，35 - 58页）。粟特胡人首领及其聚落在北周时期的势力上升，固然有本书所揭示的军事的因素，也有其他的原因，对此今后我们还是要通过深入挖掘墓志、图像等材料来寻找。

注

（1）不同于其他几方有志盖的方形墓志，史君墓汉文墓志为横长方形形制，其第一行是用不同于志文的篆书书写，对此石见教授已经指出，该行可能是来自志盖（45页），其说可取。

附篇Ⅰ 学界動向

課と税に関する諸研究について

唐宋の変革に対する侯外盧氏の見解—『中国思想通史』第四卷第一章—

隋・唐——九七二年の歴史学界—

出土文物による最近の魏晉南北朝史研究

附篇Ⅱ 書評・紹介

塚本善隆著『魏書釋老志の研究』

福島繁次郎著『中国南北朝史研究』

D・C・トゥイッチェット著『唐朝治下の財務行政』

濱口重国著『秦漢隋唐史の研究』

日野開三郎著『唐代邸店の研究』

J・ジェルネ著『中華世界』

平岡武夫編『唐代研究のしおり』復刊によせて

池田温著『中国古代籍帳研究—概観・録文—』

長澤規矩也・尾崎康編『宮内庁書陵部蔵 北宋版 通典』

岡野誠著「唐代食封制の一問題—いわゆる七丁封戸論争をめぐる—」

丸山裕美子著『日本古代の医療制度』

溝口雄三・池田知久・小島毅著『中国思想史』

では、第Ⅰ部と第Ⅱ部を中心に内容を紹介したい。第Ⅰ部第一章「中国の都城」では、日本がモデルとした中国の長安と洛陽は、隋唐の長安城と北魏の洛陽城であると述べる。そして、隋唐の長安城も北魏の洛陽城も、那波利貞氏による、『周礼』考工記の匠人「営国」の項にみえる国都に関する伝統的な都城プランとは著しい相違をなしているとの指摘に対して、北魏の洛陽城は自然の地形という制約があったため、やむなく反伝統的な都城プランにならざるを得なかったとする。隋唐の長安城は、北魏の洛陽城をモデルとしたために伝統的な都市プランとは背馳しているものの、最初から計画的に内・外城が造営され、首尾一貫した計画性をもって造営されている点が、質的な差異となっているとした。

第二章「中国都城の思想」は、中国と日本それぞれの「都城」の用法やそのイメージの違いから始まり、1980年代における中国の都城研究を紹介した後、那波利貞氏の研究を中心に日本の研究成果を取り上げ、最後に隋唐の長安城について礪波氏の仮説をあげる。すなわち第一に、従来、隋唐の長安城は宮闕の前方部域内に臣庶の居住を許さない「左右民廛」の原則に背馳していたとされていたが、長安城内の皇城の南の36坊がそれ

ぞれ東西の2門だけをもち、坊の中央には東西の路だけが通じていたのは、「左右民廛」の原則が顧慮された結果だとする。次に、九六城の「九六」という数字について、長安城内の6つの丘を乾の六爻になぞらえる伝承は、後世の付会ではなく、当時の人々がこれを尊重して都城を造営した信憑性が高いとみなす。最後に、太倉の位置について、礪波氏は、太極宮の西部、掖庭宮の北にあったとするが、この穀物倉である「太倉」が「市」の分身と仮定するならば、北に向かって「市」の責任を負うべき皇后が、理念的に掖庭宮の北の「太倉」の責任をおっていたとみなすことができるとし、『周礼』以来の「面朝後市」が「面朝後倉」のかたちとなって、長安城ひいては平城宮・平安宮にまで生き続けたと述べる。

第三章「神都洛陽の四面関」は、唐の国都長安の四面関と同様に、武周王朝期の神都洛陽にも四面関が設置されたかどうかについて取り上げる。『唐会要』巻86所引の天授2年(691)7月9日勅によれば、潼関を廃して洛州の南北両面に関を置くことにしたと読めるが、さらに、『唐大詔令集』巻99や『文苑英華』巻464に収録の「置鴻宜鼎稷等州制」を考証すると、該当箇所は「洛州南面東面北面、仍各置関」とあるべきで、「面東面」の3字が脱落してしまったと指摘する。洛陽の四面関も長安と同じく10関前後の設置を立案したのではないかと推測する。

続く第四章「唐代の畿内と京城四面関」も唐前期と武周期の関所に関する論考である。まず、『新唐書』巻1や『唐会要』巻84などの史料から、唐代では、高祖・太宗期より畿内制が施かれていたとする。その上で、『唐六典』巻6・刑部司門郎中員外郎条にある李林甫らの注によれば、玄宗朝開元年間には京城周辺の四面関と辺境の諸関あわせて26関あったことが分かるとし、関所の名称を挙げる。武周朝の畿内制と関所については、『文苑英華』巻464に収録された二つの制敕をもとに明らかにする。すなわち、則天武后が即位した翌年の天授2年4月29日に出された廃潼関雍洛州開鄭汴許衛等州府制により、潼関以東の神都洛陽の周辺に位置した11州が畿内に編入され、同年7月9日の置鴻宜鼎稷等州制により、雍州長安と神都洛陽との中途にあった潼関が廃される一方で、洛陽の南面・東面・北面に新たに関所を設置することが決定された。その後の『唐会要』巻86・関市の項の記述、洛陽の四面関の数については、前章ですでにふれたので省略する。

第五章「唐代洛陽の都市管理」では、はじめに、上代より唐代に至るまでの都市の変遷を概観する。戦国時代までの都市の成立は、非経済的な要因によることが大きかったため、都市網が形成されなかったが、漢代になると、都市成立の基盤は経済的なものへと移っていったため、この時代の大都市は、その再生産圏の大きさによって都市の規模を確立していったと述べる。漢代の盛期になると、経済の中心は三河地方に移り、中心

都市が河南の洛陽であり、洛陽を頂点とする河南地方は、華中・華南の開発が進むにつれて、中国的世界経済圏の中心としての位置・役割を高め、唐代中期まで政治・経済・文化における中心地となったという。次に、大運河が機能を発揮した唐中期以後、とくに商業活動の反映がみられ、都市の形態も宋代になるとほとんど完全な商業都市に変質した。また、大運河は北中国と南中国を結びつける役割を果たし、隋唐以後の経済的な枢軸は南北方向へと変化した。江南の地の開発が進むにつれて、その経済的価値を高めると、大運河も整備拡充されていった。唐朝の滅亡後、後梁が運河と黄河との会合点たる開封に国都を置いて以後、歴代王朝がいずれも運河沿線に国都を置いたのも、運河交通の重要性を考慮した結果にほかならないと評価する。一方、陸上交通も、各王朝の中央集権体制の存立基盤として、特に北方では重要であったため、各王朝とも陸路の維持と制度的整備には多くの力をそそいできたという。

附章「唐宋時代における蘇州」では、中唐から南宋にかけての蘇州について概観する。まず、蘇州刺史となった白居易の詩文と陸広微撰『吳地記』を題材に、中唐における蘇州の都市像を、そして、宋代の蘇州については、紹定2年(1229)に刻された『平江図碑』と范成大撰『吳郡志』を用いて当時の蘇州城内の都市像を明らかにする。最後に建炎4年(1130)の金軍による蘇州大虐殺を記録した『燼余録』乙編の記述が、当時の蘇州の都市住民の構成、風俗を知る手掛かりになりうることを指摘する。

第Ⅱ部第一章「唐代食実封制再考」は、山根清志氏の2編の論文、すなわち「唐食実封制に於ける所謂“七丁封戸”の問題について」(『中嶋敏先生古稀記念論集 上巻』中嶋敏先生古稀記念事業会、1980年所収)および「唐朝前半期における食実封制について」(『歴史学研究』505、1982年)における礪波氏の「隋の貌閥と唐初の食実封」(『東方学報 京都』37、1966年、後に礪波氏前掲『唐代政治社会史研究』所収、以下「前稿」と略称)への批判にこたえる内容となっている。まず、武后朝から玄宗開元年間の食実封数に関して、『旧唐書』巻107・玄宗諸子・寿王瑁伝にある文章と、『新唐書』巻82・十一宗諸子伝の玄宗三十子の条の文章には、異なった記事がみられるが、とくに『新唐書』巻82のほうは「以七丁為限」「以三丁為限」とするのに対し、『旧唐書』巻107のほうは「以七千為限」「以三千為限」とある。礪波氏は『新唐書』巻82の「以七丁為限」を採用したが、山根氏は『旧唐書』巻107の「以七千為限」を採用し、礪波氏の「前稿」を批判する。これに対して、礪波氏は山根氏の見解について、第一に、山根氏が『旧唐書』巻107と同系列の史料として挙げる『唐会要』巻5・諸王条の記述は、通行本では「七千戸」「三千戸」となっているが、台北の国立中央図書館蔵鈔本ではかなりの異同がみられ、『旧唐書』巻107の記載内容を補強する資料にはなり得ないこと、第二に、『旧唐書』巻107の「其封自開元已来、皆約以三千為限、…」の「約」を、山根氏は「おおむね」

「ほぼ」の意味にとるが、そうではなく、「ひきしめる」「つづめる」の意であること、第三に、『唐会要』巻90・縁封雜記の景龍3年(709)の敕文、『新唐書』巻116・韋嗣立伝と『資治通鑑』巻209・景龍3年11月条の宋務光の上疏の一節から、『旧唐書』巻107の「相府・太平・長寧・安樂、皆以七千為限」の「七千」は「七丁」の誤写であるとみなすべきであること、と批判する。なお、唐代の食封制を受け入れた日本の慶雲2年(705)11月4日の格では四丁をもって一封戸に準ずるとし、さらに天平19年(747)6月1日の格では、正丁5人ないし6人と中男1人でもって一封戸とする格が出されたのが、8世紀初頭の唐朝で論議された「七丁封戸」とまったく無関係であったとは考えにくいと指摘する。次に、山根氏が唐前半期に展開した食実封制は、開元20年(732)5月10日の敕による「開元新制」をもってその歴史的役割を終えたとし、それ以後に封戸に由来する莊園が存在しないとする見解について、礪波氏は開元22年(734)12月3日に建てられた「代国長公主碑」を取り上げ、この碑文によれば、代国長公主の遺言により、その食実封の半分は仏寺と道観に寄進され、残りは名族に嫁いだ4人の娘たちに均等に分けられたことになり、仏寺や道観への寄進が寺領莊園などの一部になったのだろうとする。他方で、公主の食邑は一代限りで、相続制とは関係ないと解される『唐六典』の一文や、開元22年(734)9月には、王公以下のあらゆる封家に対し、襲封削減の強化を意図した敕が発せられていることから、「代国長公主碑」は疑問符がついたままの史料呈示と留保する。ところで、上掲の開元22年9月の襲封削減に関する敕を載せる『唐会要』巻90・縁封雜記には、名山大川と畿内県には封爵の授与を除外するという記事が載っている。この部分は唐令の文章であり、この中で畿内県にも封地を与えないというのは、唐朝の封爵制の特徴と評価でき、唐朝における食実封の封戸の所在地にも関係があったに違いないとし、8世紀頃に封戸が集中したとされる河南・河北の諸州はいずれも軍府州ではなかったと指摘する。最後に、開元10年(722)11月になされた食実封制の改革「堂封」の開始について言及する。

第二章「太倉と含嘉倉」は次章のダイジェストしたものにあたる。1969年末に発見された隋唐の東都洛陽の含嘉倉の遺址から発見された八方の銘甕のうち、ほぼ完全な姿で出土した〔銘甕一〕の内容を検討して、銘甕の記載が『唐六典』巻3に規定されていた倉庫制度の事項をほぼ遵守していたことを明らかにした。さらに、以前に長安の唐代の太倉から出土したと伝えられてきた五方の粟窖銘甕も利用すると、太倉の所在地は呂大防「長安城図」が示すように太極宮の西部、掖庭宮の北であろうと述べる。

次に第三章「隋唐時代の太倉と含嘉倉」では、1969年末に発見された隋唐の東都洛陽の含嘉倉の八方の銘甕のうち、ほぼ完全な姿で出土した〔銘甕一〕を中心にすべての銘文の内容を検討し、これらが『唐六典』に残された唐の倉庫制度を遵守していることを

明らかにした。ここから、以前に長安の唐代の太倉から出土したと伝えられる五方の粟窖銘甗の史料価値の見直しが必要とされ、北京大学に蔵される〔伝太倉出土甗一〕の甗文を全文移録し、これを中心にその内容を検討した。その結果、含嘉倉出土甗が、いずれも地方の州県から租として含嘉倉に納入された際に作成されたものであったのに対して、伝太倉出土甗では、それ以外の多種多様なケースで作成されたことが確認できるといふ。そして、長安の太倉の規模と所在地について、発掘された含嘉倉の規模と所在地も考慮すると、呂大防「長安城図」の描く太極宮の西、掖庭宮の北とする記載が、信頼に足るものであることを論じた。

続く第四章「唐代の辺境における金銀」では、まず加藤繁氏の研究成果を文献史料とつぎ合わせ、唐代の金銀が嶺南地方や万里の長城沿いの辺境社会と関わりが深いことを考察し、近年出土した進奉銀錠や金銀器の出土地や、そこに刻された文字資料から、唐代の金銀が長安・洛陽一帯の畿内と、長江沿いの潤州・揚州のほか、辺境地域とも関連があったことを明らかにした。最後に、山西省平魯県で出土した金錠に刻された銘文を分析し、これが安史の乱平定のための財政捻出策の実状を伝えるものであるとした。

第五章「唐代社会における金銀」は、まず加藤繁氏『唐宋時代に於ける金銀の研究』を用いて唐代までの中国社会における金銀の使用状況と流通地域の分布を、文献史料と合わせて述べる。とくに金銀の流通した地域にはかなりの偏りがみられ、嶺南と河西諸郡では南北朝時代より金銀が通貨として用いられており、その背景として加藤氏が指摘した仏教文化流入を否定はできないと述べる。次に、出土した銀餅・金銀錠と金銀器のうちから、進奉者などの官職姓名や紀年の判明するものを年代順に列举し、銘文を移録した上で、進奉者や彼らの肩書きなどをそれぞれ考察した。

附章「均田制と府兵制」は、もともと1967年3月刊行の外山軍治編『東洋の歴史5 隋唐帝国』に収められたもの。唐中期までの、律・令・格・式という法制、均田制・租庸調制・府兵制・丁中制などの諸制度、里村と隣保による村落組織が組み合わさって人民を把握しようとする律令制国家の仕組みを描き出し、後半には古代日本が唐の諸制度をどう取り入れたかをまとめる。

以上、本書の第Ⅰ部と第Ⅱ部の内容を章ごとに紹介してきた。最後に、評者の所感を付言しておきたい。まず、第Ⅱ部第一章「唐代食実封制再考」で、礪波氏と山根氏の食実封制に対する見解が分かれる要因として、礪波氏自身が述べるように、食実封制の当時の社会に与える影響をどう評価するかがあるであろう。封家は「租税」寄生的な性格のものであるにとどまり、「封家―封戸関係」には独自の「在地の身分関係」が展開しないとする山根氏は、おそらく「代国長公主碑」の一文はあくまでも例外であり、『唐六典』

卷3にある、公主の食邑は一代限りで、相続制とは関係ないと解される一文や、『唐会要』卷90・縁封雜記にある開元22年9月の襲封削減の強化を意図した敕文のほうを重要視するであろうし、礪波氏は、国家が公主の食邑は一代限りとし、あらゆる封家に対して襲封削減の強化を意図した敕文を発したとしても、「代国長公主碑」の一文にあるような実態を重要視し、反中央集権的な独自の在地の身分関係が展開できる余地を認めるのであろう。それは、食実封制に対する評価にとどまらず、当時の支配体制に対する評価にもつながる議論である。評者は、則天期以来の政治の刷新を掲げ、皇帝権力強化を目指していた玄宗の開元年間の、22年にもなって、こうした代国長公主の遺言があることの意味を、もっと深くとらえるべきだと考えている。なお、本書でも名前が挙がっている利光三津夫氏「再び初期食封制について」（島田正郎博士頌寿紀年論集刊行委員会編『東洋法史の探求』（汲古書院、1978年）、のち『続 律令制の研究』（慶応通信株式会社、1988年）所収）では、礪波氏の食実封制を反中央集権的制度とする説を、唐においてはきわめて疑わしいが、日本の大化直後の食封制については妥当しうと言わざるを得ないと評価している。一方、岡野誠氏「唐代食封制の一問題―いわゆる七丁封戸論争をめぐって―」（『堀敏一先生古稀記念 中国古代の国家と民衆』汲古書院、1995年）は山根説に賛意を示し、礪波説に批判を加えているが、これについては、礪波氏自身の反論（「岡野誠著「唐代食封制の一問題―いわゆる七丁封戸論争をめぐって―」」（『法制史研究』46、1996年）、本書附篇Ⅱ「書評・紹介」に収録）がある。

次に本書の構成であるが、例えば、第Ⅰ部第四章はその前の第三章の内容を、また第Ⅱ部第五章はその前の第四章の内容を、それぞれ詳細に論じたものであり、逆に第Ⅱ部第二章はその次の第三章の要旨にあたる。同じような内容の論文をくり返し読むことで、本論の内容がより理解しやすくなると思うものの、やや繁雑さも感じる。できれば一本化するなどの工夫をして欲しかった。

最後に、本書を通読して、礪波氏が史料批判の重要性をくり返されているのも印象に残った。本書でしばしば取り上げられていたのは『唐会要』であった。通行本の『唐会要』には、伝来する過程で脱漏や錯簡などが少なくないことはつとに知られており、これを史料として取り扱う際にも注意が必要とされる。もちろん『唐会要』以外であっても史料批判は不可欠である。近年インターネットなどで簡単に史料を検索できるようになると、十分な批判や検証のないまま史料を使ってしまう傾向に拍車がかかっているのだろうか。また、紹介は省いたが、「附篇Ⅰ 学界動向」に収録された3篇の学界動向は、いずれも著者が先行研究を丹念に整理し、論点を明確にしている。こうした先行研究の整理は、先の史料批判と共に歴史研究の基本であり、そうした作業の大切さを本書から十分に読み取ることができるだろう。